

令和 8 年 5 月 21 日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

分任支出負担行為担当官
福島森林管理署白河支署長 飯村 善美

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

- 1 件名 1号物件 帽子
※詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和 8 年 7 月 31 日(金)
- 3 納入場所 福島森林管理署白河支署
- 4 見積書等提出 日時：令和 8 年 6 月 15 日(月) 10 時 00 分まで
日付・場所 場所：福島森林管理署白河支署 総務グループ(経理担当)
※電子調達システムによる提出をお願いします。
※電子調達システムで提出することができない場合は、持参若しくは郵便による提出を認めます。(提出方法は「オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項」2 による)
- 5 提出書類 (1)見積書
※電子調達システムで提出する場合の見積額は税抜金額を入力してください。
※紙で提出する場合の見積額は税抜金額と税込金額が分かるように記載し、必ず日付を記載してください。
(2)令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)を有する場合、写し
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(件名)見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 6 契約の締結日 見積採用の日
- 7 必要な資格等 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、東北地域の競争参加資格(物品の販売)または(物品の製造)を有する者であること。
- 8 その他 (1) 見積書の提出前に、「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認して下さい。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

(担当:総務グループ 経理担当)

(電話:0248-23-3135 FAX: 0248-23-3137)

仕 様 書

1. 調達物品

【1号物件：帽子】

番号	物品名	規格・品質			種別 ※	数量	単位
		規格・品質	色	例示品			
1	帽子	ニットワイドキャップ 素材：ポリエステル 100% サイズ：約56cm～60cm リアのアジャスターにて調節 正面／側面指定刺繍入り【別紙参照】	紺	商品名：ニットワイドキャップ 品番：K メーカー；共栄 【別紙参照】	3	30	個

※種別 1 規格・品質欄の規格品

2 規格・品質欄の指定内容を満たす物品

3 規格・品質欄の例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入

納入場所は福島森林管理署白河支署（福島県白河市郭内128-1）、納入数量は上記のとおりとし、納入期限は令和8年7月31日（金）とする。

3. その他

種別が3となっている物品のうち、同等品となる場合には、担当者に予め確認し了解を得ることとする。

また、詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせすること。

仕様書 別紙

1号物件：帽子… 仕様見本

○正面



○正面刺繍の仕様

Forestry Agency … 白色

・ 1文字の大きさ：たて約10mm×よこ約10mm

林野庁 … 白色

・ 1文字の大きさ：たて約25mm×よこ約25mm

○左側面



○側面刺繍の仕様

福島森林管理署

白河支署

… 白色（左のとおり2段表記）

・ 1文字の大きさ：たて約10mm×よこ約10mm

○例示品



【ニットワイドキャップ】

素材：ポリエステル 100%

サイズ：約56～60 c m

リアのアジャスターにて調節

本体色：紺色



サイドスタイル



バックスタイル

アジャスターにて調整

調節幅；5 6 c m～6 0 c m



裏側

契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれたかしかあつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によつて解決するものとする。